

在宅介護者手当支給事業

うるま市では、自宅で要介護高齢者を介護しているご家族に対して介護者手当を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ることで、在宅介護を行っているご家族への支援を行っています。

1.支給要件（下記の条件をすべて満たしているご家族が支給対象です。）

- (1) 65 歳以上の要介護 3～5(相当含む)の高齢者と介護者が同じ住所にて生活し、日頃から自宅で介護していること
(月に 15 日以上在宅で介護が行われなかった場合、その月の分は支給されません)
- (2) 高齢者世帯と介護者世帯の全員に介護保険料の未納がないこと
- (3) 介護者が生活保護を受給していないこと



2.事業の内容

○介護者手当の額は、月額 5,000 円です。

○介護者手当は、1 月分から 1 2 月分までを翌年 3 月に支給します。(年 1 回)

※ただし、年度の途中から申請した場合は、支給開始月から支給対象となります。

3.利用の流れ

①申し込み

介護者手当を希望する場合、うるま市役所 介護長寿課 窓口にて在宅介護者手当支給申請の手続きを行ってください。

【提出書類】

- ①申請書 ②介護者本人の通帳または、キャッシュカードのコピー
- ③加入している健康保険証のコピー（※高齢者・介護者の世帯員に
国民健康保険以外の医療保険加入者（40 歳～64 歳）がいる場合）

②利用判定

必要書類を提出後、その内容を審査し受給の開始（却下）を決定します。その後、介護者に審査の結果を通知いたします。

③手当の受け取り

- ①毎年 1 月頃、介護長寿課から「現況届」を郵送します。
「現況届」に必要事項を記入して、指定された提出期間内に介護長寿課へ提出してください。
※提出期間内に「現況届」を提出しない場合は、手当金が支給されません。
- ②「現況届」に記入した内容の審査を行います。
- ③審査後、支給が決定した分については、毎年 3 月に、申請時に指定された口座へ介護者手当が振り込まれます。

裏面もご確認ください

(4) 注意事項

次に該当する場合は、現況届の提出期間外であっても、随時届け出る必要があります。

- 要援護高齢者の介護度が要介護 3～5（相当含む）でなくなった場合。
- 要援護高齢者が施設等へ入所する場合（ショートステイは除きます。ショートステイなのかどうか不明な場合は、必ずケアマネジャー等へ確認してください）。
- 介護者が生活保護を受けることとなった場合。
- 要援護高齢者または介護者が転居した場合。
- 要援護高齢者または介護者がうるま市より転出等により資格を喪失した場合。
- その他、在宅で介護することが困難となった場合。

～お問い合わせ先～

うるま市役所 介護長寿課 高齢者福祉係 ☎973-3208